

学校いじめ防止基本方針

北島町立北島南小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。どの子どもにも、どの学校にも起こり得ると認識し、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。何より学校は、信頼関係が築かれ、安全・安心に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が、大切にされ認められているという自己存在感をもつとともに、集団の一員としての自覚と自信をつけ自己有能感をもつことができるようにする。

(1) いじめとは

いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法第2条」に示されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本的認識

いじめ問題についての基本的な認識は、次のとおりである。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多い。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめは教職員の指導のあり方が問われる問題である。
- ⑥ いじめは家庭教育の在り方にも関わりがある。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域それぞれが役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 未然防止

「いじめのない学級・学校づくり」を目指して、いじめの未然防止に積極的に取り組む。「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、いじめを生まない土壌づくりに努める。

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

- ③ インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- ④ 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑤ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑥ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑦ 人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育を充実させる。

(人権教育)

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(道德教育)

道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が重要な役割を果たす。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。道德教育の要となる道徳の時間において、道徳的価値の自覚を深め、自分自身の生活や行動を見つめなおすことで、いじめを抑止する。

(2) 家庭・地域との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

3 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識しておき、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないようにする。常に教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることで、いじめを見逃さないようにする。

(2) 日記の活用

日記は、児童の本音を聞くことのできるツールであり、いじめのメッセージを察知することができる。担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、すぐに相談したり家庭訪問等を実施したりして迅速に対応する。

(3) 教育相談

児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、相談を直接受け止められるようにする。そこで、教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。また、児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感を与えるようにする。児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

(4) いじめアンケート

いじめ発見のための「アンケート調査」を定期的(6月, 10月, 2月)に実施する。ただし、場合によっては、実態に応じて随時実施するようする。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名, 無記名, 持ち帰り等、状況に応じて実施する。アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識ももっておく。

4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて教員一人が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童及び保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童（学級，仲間等）への指導

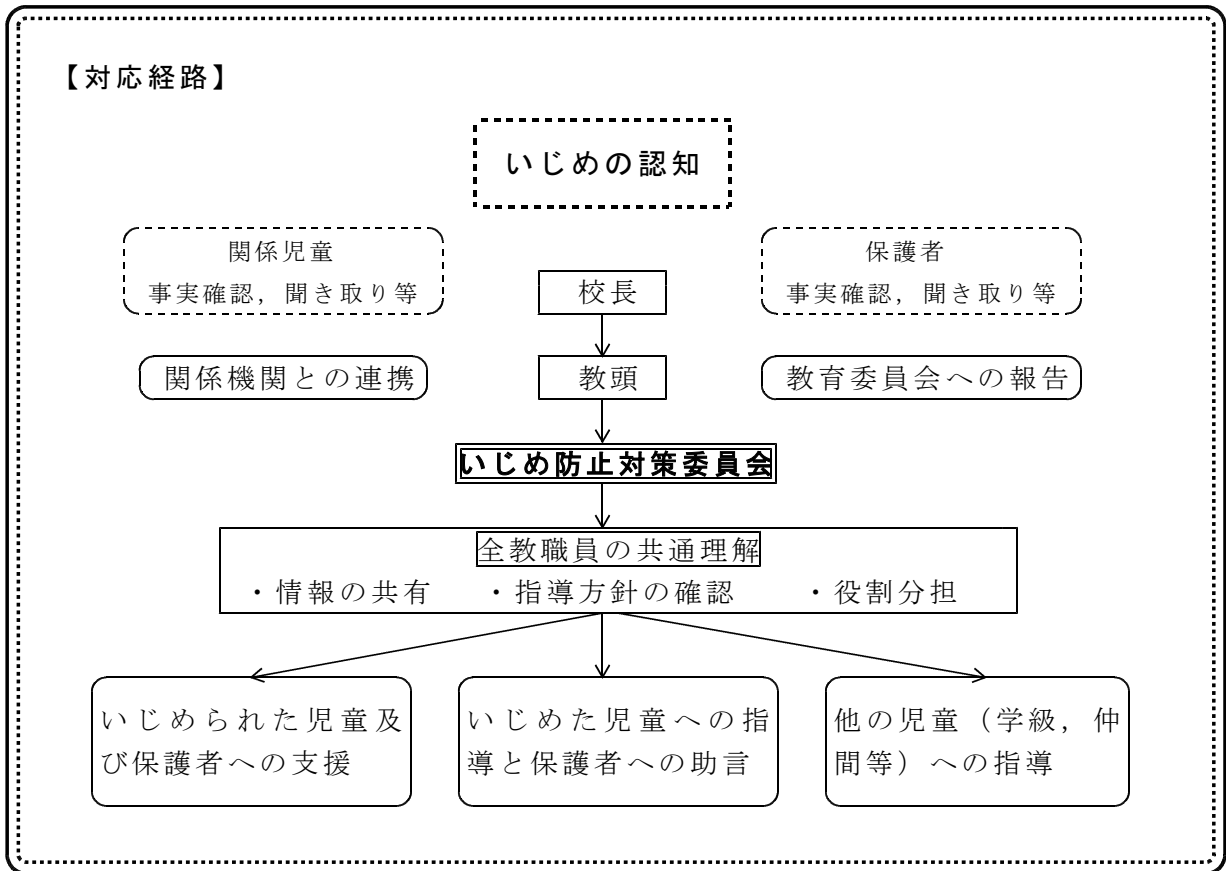
- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより，いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告

- ① いじめを認知した場合は，学校長が速やかに町教育委員会に報告し，適切な連携を図る。
- ② 事案によっては，県教育委員会と連携し，阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム，スクールカウンセラーの派遣を要請し，外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関との連携

- ① 恐喝，暴行，傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は，ためらうことなく早期に警察に相談し，警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には，直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合，いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について，必要に応じて警察や法務局に協力を求める。



5 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的に行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための取組を、あらゆる教育活動において展開する。本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

(1) 組織の構成

① 組織の構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対応に当たって関係の深い教職員を追加する。

② 重大ないじめ問題発生時における連携機関

徳島県教育委員会，北島町教育委員会，北島町学校カウンセラー，板野東部青少年育成センター，徳島北警察署，徳島県中央こども女性センター，北島町顧問弁護士，PTA会長，民生児童委員，学校評議員，学校運営協議会推進委員等によって構成する。

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。
- ④ P D C A サイクルに基づき，期間の終わりには取組が適切に行われたか否かを検証し，次年度の取組の参考にする。
- ⑤ 緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

【いじめ防止対策委員会】

1 委員会の運営

- ① 委員会は，校長が招集し，原則，月1回開催する。
ただし，状況に応じて適宜開催する。
- ② 校内研修を年3回開催し，その企画・運営を行う。
- ③ 年度末に学校評価等を活用し，取組を検証する。
- ④ 家庭，地域及び関係機関への連絡・調整を行う。
- ⑤ いじめの未然防止，早期発見の取組を企画する。
- ⑥ いじめへ早期対応について協議し，対応方針を示す。
- ⑦ 重大ないじめ発生時は，校内緊急対応組織として機能する。

2 委員会の構成員

委員長・・・校長
副委員長・・・教頭
委員・・・・教務主任，生徒指導主任，学年主任，
特別支援教育コーディネーター，養護教諭等

6 年間計画

	「いじめ防止対策委員会」・校内研修等	1年	2年	3年
4月	いじめ防止基本方針の説明，指導体制や指導計画の公表・周知 校内研修	どうぞよろしく (国語) うたでなかよしに なろう (音楽)	ふきのとう (国語) こわれたえんぴつ て (ひかり)	きつつきの商売 (国語) 楽しいな学校 (道徳)
5月	問題行動の共通理解 (家庭訪問を通して)	遠足 (特活) わたしらもよせて (ひかり) 運動会 (特活)	遠足 (特活) ひろみちゃんとゆみ ちゃん (ひかり) 運動会 (特活)	遠足 (特活) 言いたいことあった のかな (ひかり) 運動会 (特活)
6月	アンケート調査 アンケート調査分析 と早期対応	ちょうのともだち (ひかり)	とべないほたる (ひかり)	女だから男だから (ひかり)
7月	教育相談に基づく児童の共通理解 個人懇談	おおきなかぶ(国語) みずあそび (体育)	スイミー (国語) せみとり (道徳)	いじわる (ひかり) うれしく思えた日から (道徳)
8月	1学期取組点検評価 ・改善 取組の成果等の情報 発信と保護者啓発			
9月		としちゃんのがみ (ひかり) おはなしきいて (国語)	お手紙 (国語) おばあちゃんの手 (ひかり)	わたしと小鳥とすず と (国語) リレーの練習(道徳)
10月	アンケート調査 アンケート調査分析 と早期対応	遠足 (特活) はしのうえのおおか み (道徳)	遠足 (特活) カラスのおうさま (ひかり)	遠足(特活) ともだち(ひかり) 言葉は人をうつすか がみ (道徳)
11月	校内研修	じゃんけん(ひかり) 二わのことり(道徳) ミニ運動会(特活)	参観授業(人権教育) かみひこうき (ひかり) ミニ運動会(特活)	参観授業(人権教育) なかまはずし (ひかり) ミニ運動会(特活)
12月	教育相談に基づく児童の共通理解 個人懇談 2学期取組点検評価 ・改善	お楽しみ会をしよう (特活)	わたしはおねえさん (国語) ドッジボール (ひかり)	はじめて小鳥が飛ん だとき (ひかり)
1月		ふゆをたのしもう (生活)	におい (ひかり)	やぶったやくそく (道徳)
2月	アンケート調査 アンケート調査分析 と早期対応 校内研修	さるとかに(ひかり)	思い出いっぱいじぶ んたんけん (生活) おかあさんのおなか (ひかり)	ちがいのちがいの (あわ人権ハンドブ ック)
3月	教育相談に基づく児童の共通理解 1年間の取組点検評価 ・改善と次年度の 計画	それっておかしいよ (道徳)	スーホの白い馬 (国語) たのしいな二年一組 (道徳)	ホームステイ (道徳)

	「いじめ防止対策委員会」・校内研修等	4年	5年	6年
4月	いじめ防止基本方針の説明，指導体制や指導計画の公表・周知 校内研修	話し合いのしかたについて考えよう (国語) いっぺんどなつたろか (道徳)	言葉のおくりもの (道徳) みんなで話そう (ひかり)	命のつながりをみる (理科) 宙に消えたありがとう (ひかり)
5月	問題行動の共通理解 (家庭訪問を通して)	遠足 (特活) わたしのなやみ (道徳) 運動会 (特活)	遠足 (特活) みんなの学級 (ひかり) 運動会 (特活)	遠足 (特活) かおりの決心 (ひかり) 運動会 (特活)
6月	アンケート調査 アンケート調査分析と早期対応	いのち (ひかり)	これでいいのか (道徳)	人権ポスター(図工) 小さなかけ橋 (ひかり)
7月	教育相談に基づく児童の共通理解 個人懇談	物語を読んでしよう かいしよう (国語)	ちがうことばんざい (ひかり) コンタクトレンズ (道徳)	わたしの友だちのこと (ひかり)
8月	1学期取組点検評価・改善 取組の成果等の情報発信と保護者啓発			
9月		だからわるい (ひかり) だれもがかかわり合えるように (国語)	転校 (道徳) なかまだったのか (ひかり)	渋染一揆 (社会・ひかり) 思い出に残る修学旅行にしよう (学活)
10月	アンケート調査 アンケート調査分析と早期対応	遠足 (特活) ごんぎつね (国語) へそのお (道徳)	遠足 (特活) 宿泊活動 (特活)	修学旅行 (特活) 解放令 (社会・ひかり)
11月	校内研修	よもぎ荘との交流 (道徳) 何であかんの (ひかり) ミニ運動会 (特活)	参観授業(人権教育) ミニ運動会 (特活)	水平社運動 (社会・ひかり) ミニ運動会 (特活)
12月	教育相談に基づく児童の共通理解 個人懇談 2学期取組点検評価・改善	言葉について考えよう (国語) あいさつっていいもんだ (道徳)	マザーテレサ (道徳)	五十人の血 (道徳)
1月		悪いと決めている (道徳)	情報ネットワークを活かす (社会) 守ろうインターネットモラル (ひかり)	自分を見つめ直して (国語) 子どもの権利条約 (ひかり)
2月	アンケート調査 アンケート調査分析と早期対応 校内研修	ぼくだけのルールは いない (ひかり)	水俣から (ひかり) ぼくの心のそこ (ひかり)	教科書無償の運動 (社会・ひかり)
3月	教育相談に基づく児童の共通理解 1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	十さいのプレゼント (道徳)	受け次がれる生命 (理科)	自然とともに生きる (理科) インターネットによる差別 (道徳)

学校いじめ防止基本方針（北島南小学校）

【いじめの防止等に関する基本的な考え方】

いじめは、人として決して許されない行為である。どの子どもにも、どの学校にも起こり得ると認識し、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。何より学校は、信頼関係が築かれ、安全・安心に生活できる場であってはならない。児童一人一人が、大切にされ認められているという自己存在感をもつとともに、集団の一員としての自覚と自信をつけ自己有能感をもつことができるようにする。

【家庭・地域との連携】

個人懇談，家庭訪問，コミュニティ・スクール推進員会，学校評議員会，民生・児童委員懇談会，等

【いじめ防止対策委員会】

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭等により構成する。
(月1回の開催，状況に応じて開催)

【関係機関との連携】

徳島北警察署，板野東部青少年育成センター，徳島県中央こども女性センター，北島町学校カウンセラー等

【未然防止】

「いじめのない学級・学校づくり」を目指して、いじめの未然防止に積極的に取り組む。「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、いじめを生まない土壌づくりに努める。

【早期発見】

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識しておき、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないようにする。常に教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

【早期対応】

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて教員一人が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。